

指定訪問入浴介護事業所重要事項説明書

1 訪問入浴介護事業所たんぽぽの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	訪問入浴介護事業所たんぽぽ
所在地	青森県上北郡おいらせ町沼端 370-1
電話番号	0178-50-1055
FAX番号	0178-50-1057
事業所番号	0272500505
その他の居宅サービス	短期入所生活介護 指定事業所番号 0272500273
	通所介護 指定事業所番号 0272500216
	訪問介護 指定事業所番号 0272500265
サービスを提供できる地域	おいらせ町・六戸町・八戸市北部（市川地区）・三沢市（三川目地区）

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	社会福祉士	1名			1名	介護従事者及び業務の管理
看護職員	看護師		1名	DSたんぽぽ	3名	利用者の体調チェック 他の従事者への指示等
	准看護師		2名	看護職員兼務2名		
介助員	介護福祉士	2名	2名	・百石荘、介護職員 兼務2名 ・ヘルパーたんぽぽ 訪問介護員兼務2名	4名	利用者の身体介護の業務に 従事する。
	ヘルパー2級		2名	・ヘルパーたんぽぽ 訪問介護員兼務2名	2名	

(3) サービスの提供時間帯

営業日	営業時間
年中無休	午前8時～午後5時
休日	12月29日～1月3日

2 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

在宅においていろいろなニーズに対して、訪問入浴介護を通じ、自立した生活への助長と社会的孤立感の解消を図り、心身機能の維持向上、及び家族介護者の心身両面の負担を軽減することを目的としてサービスを提供する。

(2) サービス利用のために

事項	備考
従業員への研修の実施	年 1回 以上の研修をしています。
サービスマニュアル	事業計画書に添った適切なサービスを提供します。
その他	

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

利用の中止・変更・追加について

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問入浴介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の 1 割
(自己負担相当額)

- ・ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

3 サービスの内容

サービス利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴を行う。

4 利用料金

(1) 利用料

① サービス利用料金

1 回当たりの利用料金	介護保険適用時の 1 回当たりの自己負担額		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担
12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円

付加サービスの利用料

	1 回あたりの利用料金	介護保険適用時の 1 回当たりの自己負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円

*小規模事業所加算	介護保険適用利用料金の 10%の金額となっております。
-----------	-----------------------------

中山間地域（青森県全域）で小規模事業所（訪問入浴介護訪問回数が 20 回以下／月、予防訪問入浴介護訪問回数が 5 回以下／月）の事業所に該当するため、小規模事業所加算を算定しております。

*介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険適用利用料金の 9.4%の金額となっております。
---------------	------------------------------

②交通費

上 1 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、送迎のための交通費をご負担していただくことになります。

事業所から片道 10 キロメートル以上 1 キロメートル増すごとに 27 円

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入居した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

① 事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者	受付担当 磯沼 健一
電 話	0178-50-1055
受付日	年中（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時～午後5時

② 苦情解決責任者

担当者	管理者 吉田 長一
電 話	0178-50-1055
受付日	年中（12月29日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時～午後5時

③ その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・青森県国民健康保険連合会連絡先

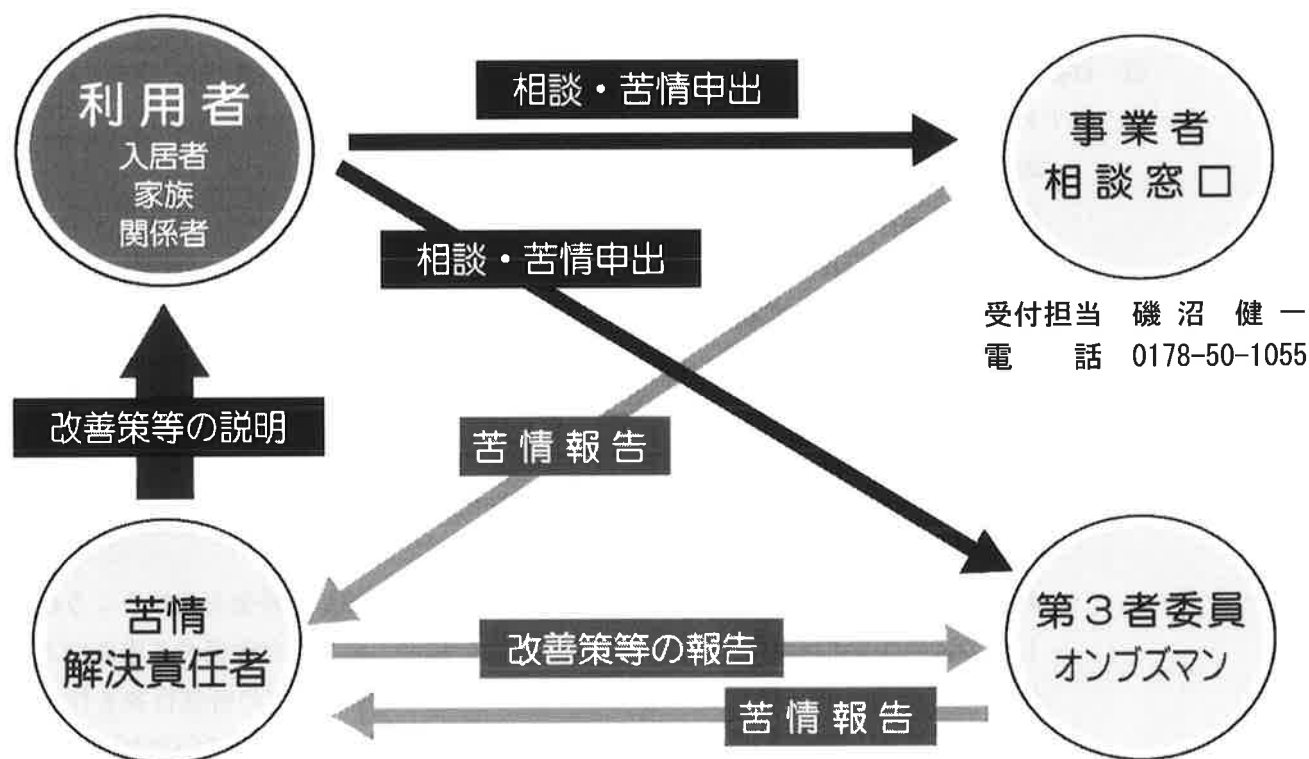
TEL 017-723-1301

・おいらせ町介護福祉課連絡先

TEL 0178-56-4705

④ 苦情解決方法

苦情受付担当者、第三者委員、オンブズマンが苦情の直接受付、苦情内容の報告聴取、話し合いの立会いなどを行い解決する。苦情受付の流れは、以下のようになります。



管理者 吉田 長一
電話 0178-50-1055

第3者委員
松本 光生 0178-52-2667
近藤 治夫 0178-27-9030
ハネット福祉オンブズマン
館下 久美子 0178-24-1492
大屋 美波 "

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員へ連絡いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	電話番号
ご家族	氏名	
	連絡先	電話番号

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は社会福祉法人全国社会福祉協議会と損害賠償保険契約を結んでおります。

9 非常災害対策

防災時の対応	地域における災害協力隊を結成し、年2回以上の防災訓練を実施している。
防災設備	非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
防火管理責任者	事業所管理者をあてる。

10 その他

- ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

11 施設サービス利用中に起こりうる危険について

当事業所ではご利用者が快適な生活を送っていただけるよう、安全、安楽な環境づくりに配慮します。しかし、ご利用者の身体的な状況や病気、その他の様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。

(1) 骨折、外傷、頭蓋内損傷、内出血、皮膚剥離などの受傷

(外傷につながる例)

- ・歩行時の転倒による受傷。
- ・ベッド、車いす、椅子などからの転落による受傷。

高齢者は、骨や血管、皮膚が弱く少しの衝撃であっても重症となってしまうことがあります。また、施設介護において身体拘束は原則的に禁止事項となっており、基本的には身体拘束や行動の制限は行いません。

(2) 病気の急な悪化や、新たな病気の発症

(病気の急な悪化や、新たな病気の発症の例)

- ・持病や新たな疾患を原因とした急変により、脳や心臓、全身などに症状が現れ、重大な症状を引き起こす事や、死に至る可能性。(脳血管系疾患、心疾患、糖尿病など)
- ・加齢や障害による嚥下能力の低下によって引き起こされる、食事や急な嘔吐による誤嚥、誤飲、窒息。

高齢者は、体力の低下もあり急な病変に対して体が対応しきれず重症化したり、最悪の場合は死に至ることがあります。全身状態が悪化した場合、当施設の判断で救急搬送を行うことがあります。

(3) 物品の損壊、紛失など

ご利用者が日常生活を営まれるために欠かすことのできない、補聴器、眼鏡、または少額の金銭については、認知力の低下により損壊や紛失される可能性があります。ご利用者本人が管理される物につきましては、自己責任でお願いします。また、装飾品や時計などにおいても同様の取り扱いといたします。

令和 年 月 日

訪問入浴介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地

名称

説明者氏名

印

私は、本書面により、事業者から訪問入浴介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

